



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

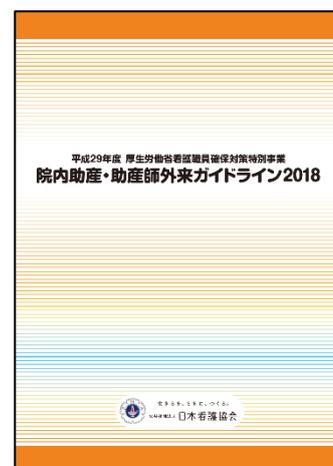
「院内助産・助産師外来ガイドライン2018」を公表

～2008年作成の旧ガイドラインを改訂～

妊産褥婦とその家族の多様なニーズに応える院内助産・助産師外来の普及を

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員73万人）は、この度、厚生労働省からの委託を受け「院内助産・助産師外来ガイドライン2018」（平成29年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業）を作成・公表しました。

本ガイドラインは、2008年に作成された「院内助産ガイドライン—医師と助産師の役割分担と協働」（中林正雄：厚生労働科学研究補助金〔特別事業〕分担研究報告書／以下、旧ガイドライン）を基に、周産期医療を取り巻く環境や医療機関の特徴を踏まえ、妊産褥婦とその家族の多様なニーズに応えるために、対象者の選定基準を設定し、各期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）における産科医師・新生児科医師（小児科医師）への相談・報告基準を加えました。さらに、本ガイドラインを、産科医師・助産師のほかに、病院管理者・看護管理者・事務部門などが現場で確認・共有しやすいように、ダイジェスト版も作成しました。



旧ガイドラインから10年、助産師外来を開設する施設は増えてきましたが、院内助産については十分とは言えない状況です。助産実践能力については、日本看護協会が「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）」を開発、これを基に助産関連5団体（日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構）で、「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢ認証制度」を創設し、助産師の実践能力の認証が始まりました。2015年には、同制度で初の「アドバンス助産師」が誕生、現在就業助産師の約3割が認証されています（p2）。

今後は、アドバンス助産師が中心となり、院内助産・助産師外来の開設が増加することが期待されます。本ガイドラインを組織内・関係者間での理解の促進に活用することで、合意形成が図られ、院内助産・助産師外来が普及されることが望まれます。

報道関係の皆さまには、この機会にぜひご取材いただきますようお願い申し上げます。

◆「院内助産・助産師外来ガイドライン2018」概要◆

【体裁】A4、44ページ、1,000部 ※ダイジェスト版は、A4、8ページ、2万5,000部

【発行】2018年3月 公益社団法人日本看護協会発行

【配布先】主に、分娩取扱医療機関、アドバンス助産師、都道府県看護協会 など

【ホームページ掲載場所】ホーム>包括的母子保健推進における看護機能の強化>院内助産システム

<http://www.nurse.or.jp/nursing/josan/innaijosan/>

※厚生労働省ホームページにも掲載される予定です

◆定義◆

「院内助産・助産師外来ガイドライン2018」P9「3-1 院内助産・助産師外来の定義」より

院内助産とは

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制をいう。

※旧ガイドラインでは、「院内助産所」について、「院内助産」と同義語であり、医療法でいう“助産所”ではないと注釈を記載していましたが、本ガイドラインでは、「院内助産所」という名称が、医療法でいう“助産所”を想起させ、正常分娩のみを扱うイメージや、特別に“場所の確保”が必要ということを思い浮かべるため、「所」を削除し「院内助産」としました。また、今回の定義では妊産褥婦にケアを提供する期間を示しました。

助産師外来とは

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うことをいう。ただし、産科医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来等のみを助産師が行う場合はこれに含まない。

※旧ガイドラインでは、外来における実践内容を示す標記が望ましいため“助産師外来”の「師」はあえてつけず「妊婦・褥婦の健康診査並びに保健指導が助産師によって行われる外来をいう」と定義しています。本ガイドラインでは、“助産師”が実施している外来であることが、妊婦産婦等の対象者に明確にわかるよう、「助産師外来」としました。また対象者を中心に産科医師と助産師が連携・協力することを示しました。

◆CLoCMiP レベルⅢ 認証制度とアドバンス助産師◆

CLoCMiP レベルⅢ 認証制度とは、助産実践能力が一定水準に達していることを客観的に評価する仕組みで、CLoCMiP のレベルⅢに至っていることを審査し認証する制度です。助産関連5団体（日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会・全国助産師教育協議会・日本助産評価機構）が創設し、日本助産評価機構が認証しています。認証を受けた助産師は「アドバンス助産師」と呼ばれます。2015年、2016年の認証で、1万人を超えるアドバンス助産師が誕生しました（2017年は休止、2018年は再開）。

CLoCMiP には、新人・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの5段階のレベルがあり、認証されるレベルⅢは、院内助産で自立してケアを提供できるレベルです。申請には、分娩介助例数100件以上などの申請要件に加え、教育や管理がレベルⅢ相当であることの施設内承認が必要です。

【詳細】日本助産評価機構ホームページ参照 <http://josan-hyoka.org/>